

【志布志市スポーツ合宿等誘致奨励金】 【さんふらわあ助成金】

※令和7年6月6日から支給条件が変わりました！

①志布志市スポーツ合宿等誘致奨励金

スポーツ大会や合宿等で、志布志市内に宿泊する学生等の団体さまへ、奨励金をお支払いします。

【対象】

- 学生で構成される運動系及び文化系の団体
(小学校・中学校・高等学校・大学(短大)・高等専門学校及び専修学校の学生)

【条件】

- 志布志市内の登録された宿泊施設に宿泊すること ○指導者、指導者と呼ばれる者は5名までとする。
(監督・コーチ・トレーナー含む)
- 延べ宿泊数を満たしていること

1回の合宿等で、宿泊数が連続2日以上で、かつ延べ20泊以上

【奨励金の額】

1人 1,000円／1泊 ※1回の合宿等につき一団体当たり**400,000円を上限**

【交通費加算】

二次交通を利用する場合 1人あたり1,000円の加算(自家用車・チーム所有のバスは除く)

【申請手続き】 (※さんふらわあ助成金との併用不可)

- 所定の「奨励金交付申請書」、「スポーツ合宿等参加者名簿」、「宿泊証明書」
二次交通を利用した場合は「領収書の写し」をそろえて
必ず合宿終了日から30日以内にスポーツ団体誘致推進協会に提出してください。
- 奨励金請求書を提出する際は「通帳の写し」を添付してください。

※申請書等及び請求書の様式は志布志市観光特産品協会HP内の
スポーツ合宿奨励金のバナーよりダウンロード可能です。

【申込み・問合せ先】

〒899-7103 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目28番11号
志布志市スポーツ団体誘致推進協会
(志布志市観光特産品協会内)
TEL 099-472-8028 FAX 099-473-2345



②さんふらわあ助成金

「さんふらわあ」を利用する団体さまへ、船賃の助成金をお支払いします！

【対象】

- さんふらわあに乗船する10人以上の団体

【助成金の額】

- 1人 片道 500円 / 往復 1,000円 (ただし、6歳以上12歳以下の場合、左記の半額)
※一団体当たり**60,000円を上限**

【申請手続き】

- 30日以内に所定の「申請書」「請求書」に**通帳の写しを添付のうえ**、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会(志布志市役所みなと振興課内)へ提出してください。(郵送可)
※申請者は各団体の代表者になります(旅行会社は申請者として助成金の申請はできません)
※①の志布志市スポーツ合宿等誘致奨励金と併用できます



【申込み・問合せ先】

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号
さんふらわあ志布志航路利用促進協議会(志布志市役所みなと振興課内)
TEL 099-472-1111(内線451・453)
E-mail minato@city.shibushi.lg.jp

